

鹿 沼 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

次のように改める。

令和 5 年 7 月 11 日 提 出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市印鑑条例の一部を改正する条例

鹿沼市印鑑条例（昭和 52 年鹿沼市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項又は第 2 項の規定による」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者で、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「認証業務法」という。）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けているものは、印鑑登録証明書交付申請書に当該個人番号カードを添え、統合端末（公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。）に自ら当該個人番号カードの暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項に規定する暗証番号をいう。以下同じ。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 前 2 項の場合において、市長が必要と認めるときは、当該申請に係る者が本人であることを確認するための書類の提示又は提出を求めることができる。

第 14 条の 2 第 1 項中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この条において「認証業務法」という。）」を「認証業務法」に改め、同条第 2 項中「（認証業務法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 14 日から施行する。